

貴重な財産「水源」を保全しましょう

水道水源保全条例

水道水源の水質の汚濁を防止し、安全で良質な水およびその水量を確保するため、水源の保全を図り、清浄で豊かな水道水を将来にわたって市民が享受できることを目的として、**高山市水道水源保全条例**を平成26年12月19日に公布しました。

■規定内容

①水道水源のため特に保全が必要な区域を水源地域として指定。

※水源地域は平成27年4月以降に指定します。

②水道水源の保全のため高山市水源地域保全審議会を設置。

③水源地域内の取水行為および排水行為について届出を義務化。

④取水行為者および排水行為者と水源保全に係る協定の締結。

⑤取水および排水に係る報告を義務化。

■対象となる取水行為

水源地域内において、家庭用水以外の目的での地表水および地下水の取水。

■対象となる排水行為

水源地域内において、水質汚濁防止法に規定する特定施設もしくは有害物質使用特定施設または岐阜県公害防止条例に規定する特定施設からの公共用水域または地下への排水。

■条例の施行期日

平成27年4月1日

問合せ 水道課 ☎35-3149

下水道に雨水が

流れ込まないようにしましょう

高山市の下水道は「分流式下水道」という方式を採っています。台所やお風呂、トイレなどの生活排水のみを「汚水」として下水道管へ流しており、建物や敷地に降った雨（雪）は下水道管には流せないことになっています。

雨水が下水処理場へ流れ込むと流入量が増えて汚水の処理が困難となり、道路上のマンホールから汚水が溢れたり、施

設の故障でみなさんが下水道を使用できない事態となります。

みなさんの宅内で雨樋などが、誤って下水道管につながっていたり、除雪作業などで破損したままの宅内排水設備（マス、ふたなど）があると雨水の流れ込む原因となります。ご家庭や事業所の宅内排水設備の点検をお願いします。

問合せ 下水道課 ☎35-3150

雨水は側溝へ接続されていますか

- ※ 修繕工事が必要な場合は、資格をもった市の下水道指定工事店へ相談してください。
- ※ 許可なく道路上のマンホールのふたを開けることは、交通に支障が生ずるなど大変危険です。また、故意に下水道マスなどから雨水や異物を下水道管に流すことは、法令違反となるのでやめましょう。



豪雨災害義援金に対するお礼

昨年8月に発生した豪雨災害による義援金を募集しましたところ、80件3,224,799円の寄附金を頂きました。

皆様からお預かりした義援金は、他の自治体などから寄付いただいた見舞金とあわせ、住宅に大きな被害を受けられた方々に配分させていただきました。ご協力ありがとうございました。

問合せ 福祉課 ☎35-3139

手続きはお済みですか？

締切間近

(1月23日まで)

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

問合せ 臨時福祉給付金担当 ☎35-3357
子育て世帯臨時特例給付金担当 ☎35-3359